

大仙市地上デジタル放送再送信事業のしおり

も く じ

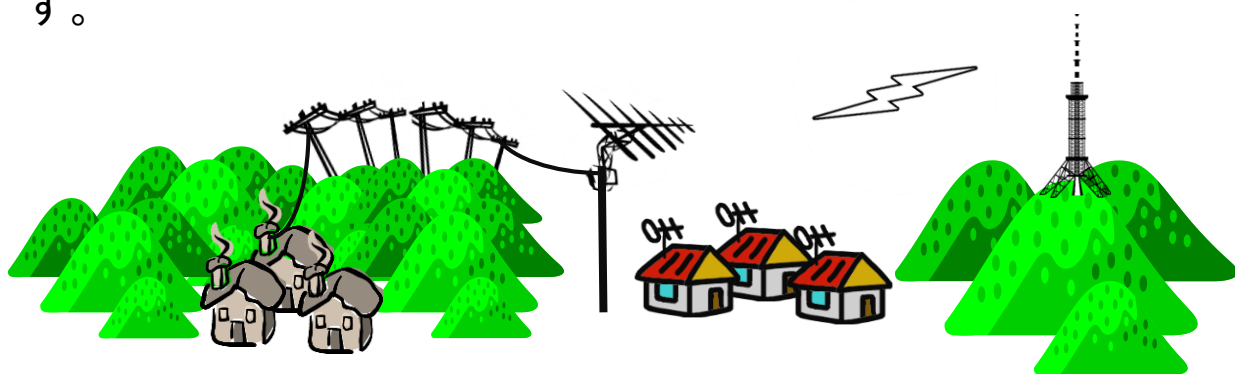
1. 事業の概要 P. 2
 - しくみ P. 2
 - 管理について P. 3
 - 使用料について P. 3
 - 使用料の減免について P. 3
2. 事業への加入について P. 4
 - 加入申請について P. 4
 - 新規接続工事について P. 4
3. こんな場合は P. 5
 - ①変更の場合 P. 5
 - ②転居・転出の場合 P. 5
 - ③使用をやめたい場合 P. 5
 - ④映らない場合 P. 6
4. 配線工法例 P. 9
5. 問合せ先 P. 11

1. 事業の概要

大仙市では平成22年度に大仙市地域情報通信基盤整備事業の一環として、西仙北・協和・南外・太田地域の一部へ、地上デジタル放送送信のための光ケーブル等を整備しました。

しくみ

整備した地域は、地形上の理由などから地上デジタル放送が良好に受信できない地域です。このため、協和峰吉川と太田町齊内にアンテナ（受信点）を設置し、ここから光ケーブルにより加入世帯に地上デジタル放送を（再）送信しています。



光ケーブルを通じて送信されるテレビ放送信号は、加入世帯の屋外に取り付けられた受信器（V-ONU）により、光信号から電気信号に変換され、加入世帯でテレビ放送をご視聴いただけるようになります。

※受信器（V-ONU）から宅内への配線工事が必要です。配線工法については9ページの「配線工法例」をご確認下さい。

管理について

市が管理する施設の範囲はアンテナ（受信点）、光ケーブル、受信器（V-ONU）等の送信設備までです。（※受信器（V-ONU）の場合、電源部についても市の財産です。）

そこから先の、受信器（V-ONU）へ電源を供給するコンセントや、受信器（V-ONU）からテレビまでの同軸ケーブル等は加入世帯の財産ですので各自で管理を行っていただきます。

電柱から受信器（V-ONU）までの引込用光ケーブルに断線等の異常を発見した場合は、財産活用課又はお住まいの地域の支所市民サービス課にご連絡下さい。

使用料について

送信施設の保守管理を行うため、加入者世帯の皆様には使用料を負担していただきます。

使用料額	賦課基準日	納期
3,770円/年	4月1日	6月1日から6月30日まで

納期限後20日以内に納入がない場合、督促状を送付致しますのでご了承下さい。この場合、督促手数料100円が加算されます。

また、使用料納入期限から3ヶ月を経過しても使用料の納入がない場合、市は利用許可を取り消し、受信のための設備を撤去することがあります。この場合、撤去にかかった費用は利用許可を取り消された方に負担していただきます。

使用料の減免について

一定の要件（次の①～③のいずれか）を満たしている加入者は、減免の申請を毎年度行うことで、使用料の支払いを免除される場合があります

- ①生活保護法に基づく扶助を受けているとき
- ②世帯員全員が市民税非課税で、さらに世帯に身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる場合
- ③世帯全員が市民税非課税であり、同じく世帯員全員がその年の3月31日時点で75歳以上である場合

2. 事業への加入について

加入申請について

申請前に地域の電気店などに宅内配線やアンテナの向きに異常がないか、点検をしてもらってください。

点検後も状況が改善されなかった場合は、まず財産活用課へご連絡ください。

新規接続工事について

施設利用のためには、次の(1)、(2)の工事が必要です。

(1) 家屋外壁への受信器(V-ONU)の設置、引込線の設置

(2) (1)で設置した受信器(V-ONU)と、宅内配線の接続

(1)については、大仙市が施工後、加入者へ請求します。

また、(2)については(1)の完了後、加入者自身で地域の電気店などに依頼していただき、費用も自己負担となります。

3. こんな場合は

①変更の場合

加入者本人の転出・死亡等の理由により加入者名義を変更する場合や、改築等により受信器（V-ONU）の設置場所を変更したいなどの場合は、利用許可変更承認申請書（様式5号）に所定の事項を記載して財産活用課又は支所市民サービス課に提出してください。

また、設置場所を変更する場合は、内容がわかるもの（写真・図面等）を添付してください。

②転居・転出の場合

世帯全員が転居・転出される場合、その家屋で今後も地デジ放送を視聴できるようにするかどうかで対応が変わります。事前に財産活用課又は支所市民サービス課にご相談下さい。

③使用をやめたい場合

今後地デジ放送を視聴する必要がなくなったという場合は、利用中止届出書（様式第8号）に必要事項を記入の上、財産活用課又は支所市民サービス課へ提出して下さい。

また、受信器（V-ONU）の電源部が宅内にある場合は、申請の際に返却をお願いします。

申請を受理した後、市が住宅の外壁に取り付けられた受信器（V-ONU）と引込線を撤去いたします。

なお、再加入する場合は接続工事費の実費相当分は加入者の負担となりますのでご注意ください。

※各様式は11ページに記載のある各窓口でお受け取りください。

④映らない場合

映らない場合、様々な原因が考えられます。下記のチェックポイントを確認してみてください。

テレビ、地デジチューナー、受信器（V-ONU）の宅内電源部等のコンセントはきちんとささっていますか？



テレビ、地デジチューナー、受信器（V-ONU）の宅内電源部等のコンセントが抜けているとテレビは映りません。

テレビや地デジチューナーのチャンネル設定はちゃんとできていますか？



テレビや地デジチューナーでの設定の際、大曲局のチャンネル設定が必要です。テレビの説明書をご確認下さい。

映らないチャンネルは地デジ放送のチャンネルですか？



光ケーブルにより送信しているのは地デジ放送だけです。一部チャンネルが映らない、家の中で映らないテレビがある、今までBS放送を見ていたのに映らなくなったなどの場合は、配線やテレビに問題があると思われます。電気店にご相談下さい。

同軸ケーブルが正しくテレビや地デジチューナーに接続されていますか？



きちんと接続されていないとテレビは映りません。また、規格等様々な条件も影響しますので電気店にご相談下さい。※製品によってはアナログ放送入力と地デジ用入力が別になっている場合があります。テレビの説明書をよくご確認ください。

宅内工事はお済みですか？



外壁の受信器から宅内への接続工事（同軸ケーブルの接続・受信器への電源供給）が必要です。電気店にご相談下さい。

ご近所で当事業に加入されている方も映らないようですか？



ご近所で当事業に加入されている方も映らない場合は光ケーブル等に異常が発生したことなどが原因として考えられます。財産活用課又は支所市民サービス課にお問い合わせ下さい。

停電により映らなくなると事前に連絡はありましたか？



受信点アンテナから、光ケーブルを経由して、外壁に取り付けた受信器（V-ONU）に至るまでの経路で、電柱移設工事や災害による停電が発生した場合、放送が映らなくなります。

工事に伴う作業停電等で、事前に停電が発生してテレビを視聴できなくなることが判明している場合、影響を受ける方には予めお知らせをいたします。

ただし、落雷等による停電や電力需給の逼迫による計画停電の場合は事前にお知らせすることができませんのでご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

受信器 (V-ONU) のランプが正しく点灯していますか？



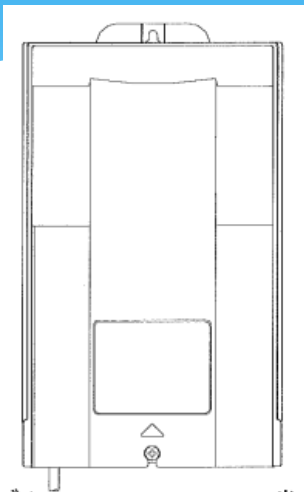
下記のように正しく点灯されていない場合、伝送経路に異常が発生したことが考えられます。財産活用課又は市民サービス課にお問い合わせ下さい。

ただし、全く点灯していない場合は電源が供給されていないことが考えられますのでご確認ください。

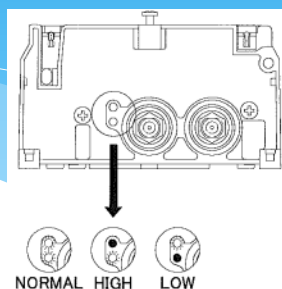
◎シンクレイヤ製の場合

型番：SOR500-N

外観



底面

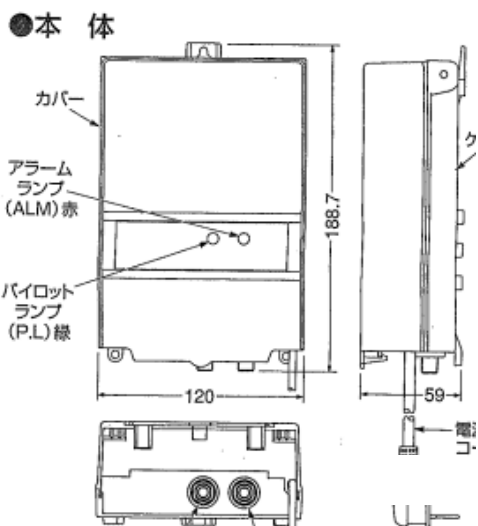


正常時は底面のランプ2つが両方とも緑色に点灯し、異常時はランプの片方又は両方が消灯します。

◎日本アンテナ製の場合

型番：SRT15

外観

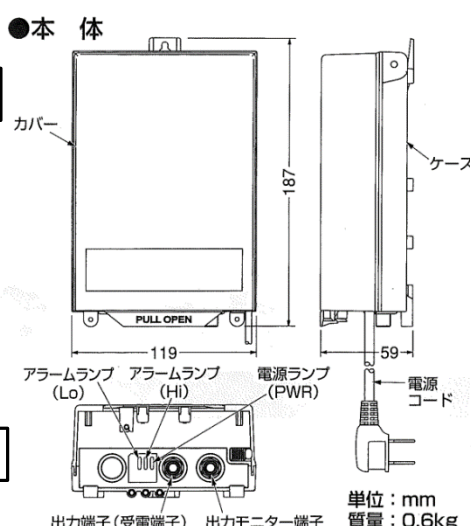


底面

正常時はパイロットランプのみが緑に点灯しますが、異常時はアラームランプが赤に点灯します。

型番：SRT1517

外観



底面

正常時は電源ランプのみが点灯しますが、異常時は2つのアラームランプのどちらかが点灯します。

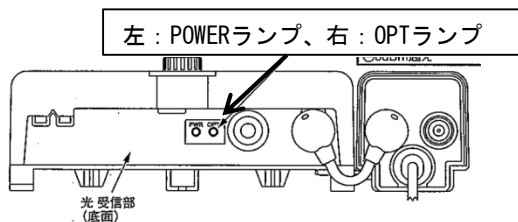
◎マスプロ製の場合

型番：OR77BT2

外観



底面



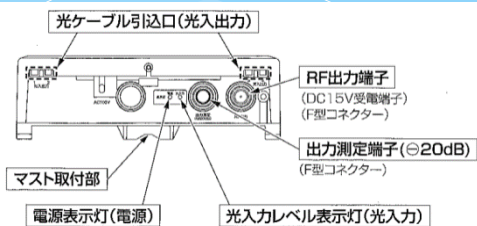
正常時は両方のランプが緑に点灯します。
異常時はOPTランプが消灯、又は赤く点灯します。

型番：ORD7BT

外観



底面



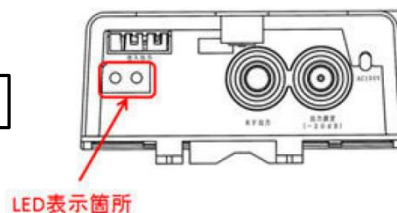
正常時は電源表示灯・光入力レベル表示灯の両方が緑に点灯します。
異常時は光入力レベル表示灯が消灯、又は赤く点灯します。

型番：ORD7BT2

外観



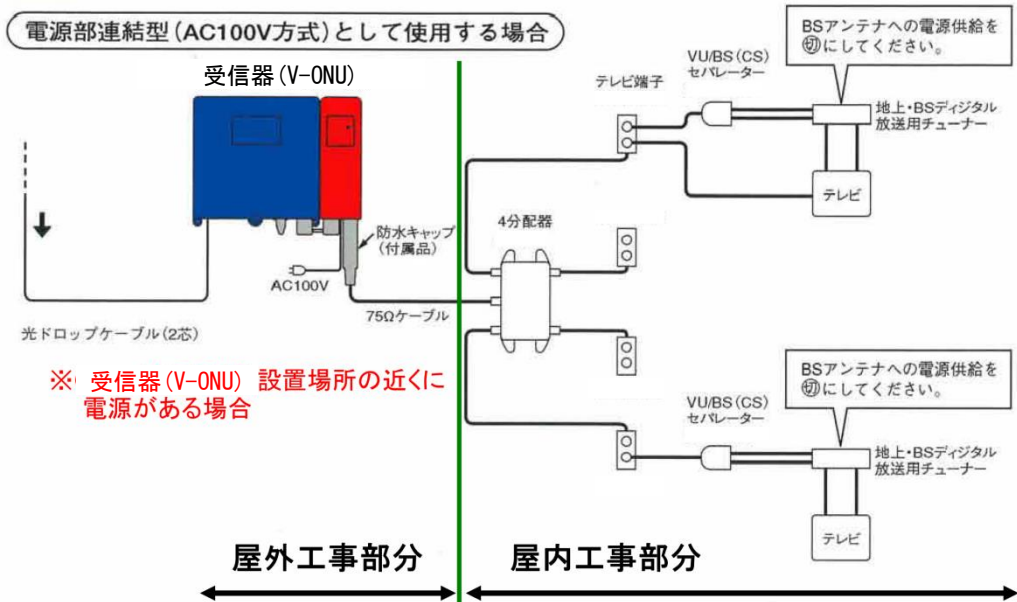
底面



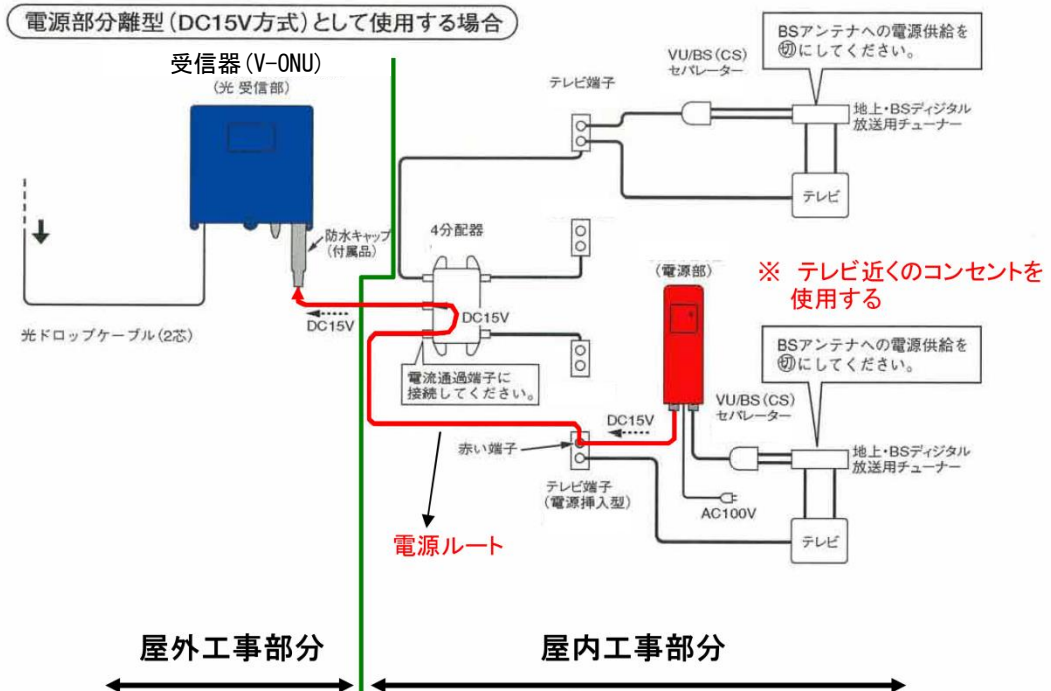
正常時は電源表示灯・光入力レベル表示灯の両方が緑に点灯します。
異常時は光入力レベル表示灯が消灯、又は赤く点灯します。

4. 配線工法例

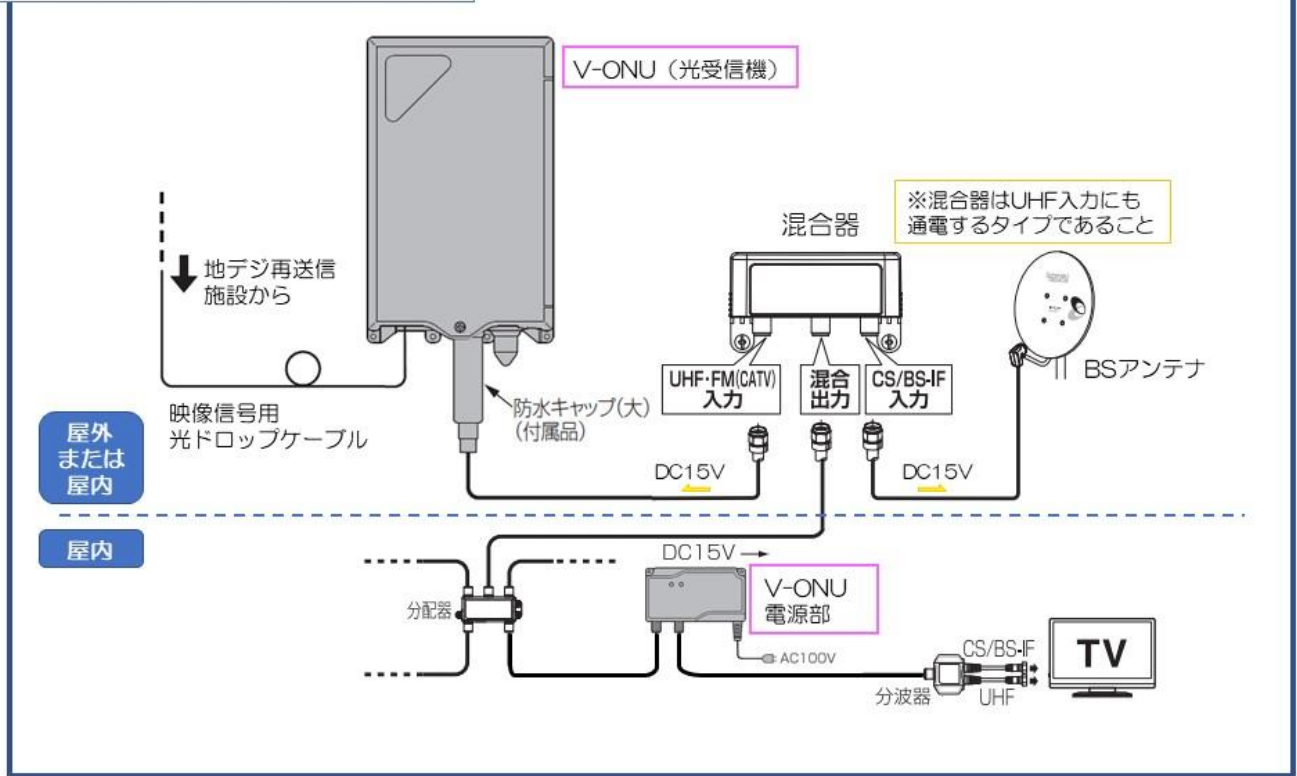
屋外にて光受信機の電源を使用する工法例



屋内にて光受信機の電源を使用する工法例



BSアンテナがある場合の工法例



5. 問合せ先

大仙市役所

総務部 財産活用課 財産活用班

TEL : 0187-63-1111

西仙北支所 市民サービス課

TEL : 0187-75-1111

協和支所 市民サービス課

TEL : 018-892-2111

南外支所 市民サービス課

TEL : 0187-74-2111

太田支所 市民サービス課

TEL : 0187-88-1111